

2023 年 7 月 10 日

生田緑地における実生苗補植のガイドライン

生田緑地自然環境保全管理会議

このガイドラインは、生田緑地内において採取・育成された実生苗を生田緑地内で補植するためのものである。本来、人為による補植は、生物多様性保全のための手段であってもできる限り行わないのが望ましい。里山構成種の一部が減少しつつある今日において、やむなく補植を実施する場合は、以下のガイドラインに沿って慎重に行うこととする。なお、本ガイドラインにおける「生田緑地」の範囲は市有地とするが、市有地以外においてもできるだけこのガイドラインに沿ってご対応いただくことをお願いしたい。

（補植実施の条件）

1. 補植は、里山の再生過程においてアズマネザサ等の競争力の強い種ばかりが繁茂して多様な里山構成種による群落の再生が困難な場合に限って実施する。
2. 補植は、当該地区の植生管理計画に合致する場合に限って行うことができる。
3. 補植やそれに先立つ種子等の採取にあたっては、事前に自然環境保全管理会議にて承認されていなければならない。

（補植の対象種）

4. 補植対象は、今日の里山において減少傾向にある、里山本来の構成種に限定する。
5. 上記に該当する種であっても特定の種ばかりを補植するのではなく、個々の補植地においてできるだけ多様な種群を補植するよう努める。

（補植個体の由来）

6. 補植には、生田緑地産の種子に由来する実生苗を用いる。
7. 生田緑地産の種子に由来する実生苗の準備が困難な場合に限り、下記の規定に従った生田緑地内における山採りの実生を用いることができる。

（種子の採取と発芽・育成）

8. 種子の採取にあたっては、種子を利用する生物に配慮して、1カ所あたり最大でも成熟種子の10分の1程度の量のみを採取する。
9. 採種された種子には、各種の資料を参照して、できるだけ良好な発芽率が得られるように処置する。

(実生の山採り)

10. やむなく実生の山採りを行う場合は、事前に自然環境保全管理会議の構成員間で詳細にわたって協議し、採取しようとしている場所の植生管理を行っている団体の承認を得た上で、次の条件に該当する個体のみを採取する。

- ・発芽から2年以内の実生であること(3年生以上の実生は定着しているものとみなす)。
- ・採取対象地が他の植物等によって著しく被陰されており、その場所では発生している実生の生残がほとんど期待できないこと(すなわち、生育地における実生の生残が期待できる場合は採取しない)。

(苗の植え付けとその後の管理)

11. 育成・採取された苗の植え付けにあたっては、植栽適期に留意し、補植地の近辺に減少傾向にある里山本来の構成種が生育していない場所を慎重に選んで実施する。
12. 苗の植え付け後は、活着率を高めるための処置を十分に行う。
13. 実生苗のかわりに生田緑地産の種子を直接植え付ける場合においても、種の選択や種子の採取方法等については上記に従う。

(モニタリング)

14. 補植後は、個体が十分に成長・定着するまでの期間においては、できるだけ頻繁にモニタリングを行い、経過を自然環境保全管理会議にて報告する。